

(その1)

収支報告書

令和6年分
開催分

(ふりがな) たいこうかい

1 政治団体の名称 大晃会

2 主たる事務所の所在地 大阪府豊中市東豊中町1-1-34 3F

3 代表者の氏名 大塚 高司

4 会計責任者の氏名 榎本 誉士

事務担当者の氏名

木田 公彦

(電話) 06-6152-3966

(電話)

(電話)



政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者等)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 大塚 高司	

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 大塚 高司	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者等)	
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

TA0463, P06, P070523, —, 100590

2229

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	25,671,771	✓
(前年からの繰越額)	25,354,971	×
(本年の収入額)	316,800	×
支 出 総 額	2,329,843	✓
翌年への繰越額	23,341,928	×

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	316,800	
	合 計	316,800	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	500,000		
(2) 光 熱 水 費	84,907	×	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	198,642	×	
(4) 事 務 所 費	495,964	／	
小 計	1,279,513	×	0
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	733,530	×	
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0		0
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	316,800	×	
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	1,050,330	／	0
合 計	2,329,843	×	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	84,907				
	合 計	84,907				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	198,642				
	合 計	198,642				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所賃料	33,000	R6/1/26	(株) 成都管理サービス	豊中市岡上の町3-7-1	
2	事務所賃料	33,000	R6/2/27	(株) 成都管理サービス	豊中市岡上の町3-7-1	
3	事務所賃料	33,000	R6/3/28	(株) 成都管理サービス	豊中市岡上の町3-7-1	
4	事務所賃料	33,000	R6/4/24	(株) 成都管理サービス	豊中市岡上の町3-7-1	
5	事務所賃料	33,000	R6/5/28	(株) 成都管理サービス	豊中市岡上の町3-7-1	
6	事務所賃料	33,000	R6/6/26	(株) 成都管理サービス	豊中市岡上の町3-7-1	
7	事務所賃料	33,000	R6/7/25	(株) 成都管理サービス	豊中市岡上の町3-7-1	
8	事務所賃料	33,000	R6/8/23	(株) 成都管理サービス	豊中市岡上の町3-7-1	
9	事務所賃料	33,000	R6/9/26	(株) 成都管理サービス	豊中市岡上の町3-7-1	
10	事務所賃料	33,000	R6/10/24	(株) 成都管理サービス	豊中市岡上の町3-7-1	
11	事務所賃料	33,000	R6/11/25	(株) 成都管理サービス	豊中市岡上の町3-7-1	
12	事務所賃料	33,000	R6/12/26	(株) 成都管理サービス	豊中市岡上の町3-7-1	
13	火災保険料	27,290	R6/12/4	東京海上日動火災保険 (株)	東京都千代田区丸の内1-2-1	
14	賠償責任保険料	11,020	R6/12/4	東京海上日動火災保険 (株)	東京都千代田区丸の内1-2-1	
15						
	こ の 頁 の 小 計	434,310	X			
	そ の 他 の 支 出	61,654				
	合 計	495,964	X			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	出張旅費	19,590	✓R6/2/4	東海旅客鉄道(株)	名古屋市中村区名駅1-3-4	
2	出張旅費	19,390	✓R6/2/5	東海旅客鉄道(株)	名古屋市中村区名駅1-3-4	
3	出張旅費	10,170	✓R6/2/6	大阪自動車交通(株)	東大阪市御厨東2-13-48	
4	出張旅費	17,090	✓R6/3/30	ヤマト交通(株)	大阪市生野区林寺4-7-15	
5	出張旅費	56,760	R6/8/30	全日本空輸(株)	東京都港区東新橋1-5-2	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	123,000	✓			
	そ の 他 の 支 出	574,530				
	合 計	697,530	✓			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	会費	12,000	R6/6/24	豊中南交通安全自動車協会	豊中市日出町1-2-7	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	12,000				
	そ の 他 の 支 出	24,000				
	合 計	36,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	寄附	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	寄附	79,200	R6/12/31	大塚たかし後援会	豊中市東豊中町1-1-34-3F	事務所無償提供分
2	寄附	79,200	R6/12/31	衆議院議員大塚高司後援会「医高会」	豊中市東豊中町1-1-34-3F	事務所無償提供分
3	寄附	79,200	R6/12/31	衆議院議員大塚高司後援会「たかし会」	豊中市東豊中町1-1-34-3F	事務所無償提供分
4	寄附	79,200	R6/12/31	薬司会	豊中市東豊中町1-1-34-3F	事務所無償提供分
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		316,800	×			
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		316,800	×			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒ X	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 22日

政治団体の名称

大晃会

会計責任者の氏名

榎本

誉士



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和7年5月22日

大晃会

代表 大塚 高司 殿

登録政治資金監査人 志 永 来 明

登 録 番 号 第 5283 号

研 修 修 了 年 月 日 平成29年9月15日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、大晃会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、大晃会の主たる事務所において行った。



2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

大晃会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以 上